

## 「セーフティドライブ・チャレンジ100運動」実施要領

項目	実施内容								
1. 趣旨	<p>運転者の交通モラルの向上と重大事故に直結する交通違反の防止と併せて、追突・後退・交差点事故の防止を重点に、組合員が一丸となって事業所内の交通事故防止に取り組み、100日間の無事故を目指す組合独自の運動です。</p>								
2. 実施期間	<p>平成28年12月1日から平成29年3月10日までの100日間</p>								
3. 対象者	<p>対人、対物契約の全組合員</p>								
4. 実施方法	<p>(1) 事故防止努力目標の設定</p> <p>共済契約車両（対人共済または対物共済）台数区分毎に期間中の努力目標を下表のとおり設定します。</p> <table border="1" data-bbox="564 913 1228 1155"> <thead> <tr> <th>契約車両数</th> <th>期間中の事故件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50台以上</td> <td>2件以内</td> </tr> <tr> <td>30台～49台</td> <td>1件以内</td> </tr> <tr> <td>29台以下</td> <td>事故ゼロ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ①期間中に契約を解約した場合は、対象外とします。</p> <p>②期間中に契約台数が増減し、台数対象区分に変更を生じた場合は、開始時の台数とします。</p> <p>③期間中に新規に組合員として契約を締結した事業者は、対象外とします。</p> <p>(2) 事故の審査基準</p> <p>ア 期間中の事故件数が事故防止努力目標以内であっても、「追突事故」、「後退事故」、「負傷者を伴う交差点事故」が1件でもあれば、表彰対象から除外します。</p> <p>イ 有責の「死亡事故」や「重大事故」については、目標件数以内であっても表彰対象から除外します。</p> <p>ウ 対人事故と対物事故が重複する場合は1件とみなします。</p> <p>エ 車両事故及び搭乗者事故は審査対象外とします。</p>	契約車両数	期間中の事故件数	50台以上	2件以内	30台～49台	1件以内	29台以下	事故ゼロ
契約車両数	期間中の事故件数								
50台以上	2件以内								
30台～49台	1件以内								
29台以下	事故ゼロ								

項 目	実 施 内 容										
5. 表彰	<p>(1) 目標達成の自己申告</p> <p>期間中の目標を達成した組合員は、期間終了後7日以内に、別添「目標達成申告書」・「期間中の取組み」を、三重県交通共済協同組合あてファックス又は郵送により申告してください。</p> <p>(2) 審査</p> <p>ア 期間終了後、実施結果を安全・事故防止部で審査します。</p> <p>イ 期間中に発生した事故について、故意に期間経過後に報告するなど悪意と認められるときは、表彰対象から除外します。</p> <p>(3) 表彰</p> <p>ア 努力目標を達成した組合員（会社単位）に対して、セーフティーチャレンジ達成賞として表彰状及び記念品を贈呈します。</p> <p>イ 記念品については、下表により実施します。</p> <table border="1" data-bbox="564 1014 1267 1317"> <thead> <tr> <th>契約車両数</th> <th>記念品の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50台以上</td> <td>約10,000円相当</td> </tr> <tr> <td>30台～49台</td> <td>約5,000円相当</td> </tr> <tr> <td>10台～29台</td> <td>約3,000円相当</td> </tr> <tr> <td>9台以下</td> <td>約1,000円相当</td> </tr> </tbody> </table>	契約車両数	記念品の金額	50台以上	約10,000円相当	30台～49台	約5,000円相当	10台～29台	約3,000円相当	9台以下	約1,000円相当
契約車両数	記念品の金額										
50台以上	約10,000円相当										
30台～49台	約5,000円相当										
10台～29台	約3,000円相当										
9台以下	約1,000円相当										
6. 安全対策	<p>(1) 期間中の取組み目標を掲げ、終了時にその目標が実施できたかチェックをするなど、事業所全体で事故防止に取り組むようにしてください。</p> <p>(2) 「運動ポスター」及び「無事故カレンダー」の掲示</p> <p>当該運動ポスター、無事故カレンダーをお送りしますので、事務所等に掲示して無事故印のシールを毎日カレンダーに貼付する等事業所ぐるみで取り組むようにしてください。</p> <p>(3) 安全講習会等の開催</p> <p>事業所独自の交通安全講習会、安全会議等を積極的に開催し、事業所ぐるみ、家族ぐるみの事故防止気運を高めてください。</p>										
7. 参考	<p>「運動ポスター」及び「無事故カレンダー」をお送りしますので、ドライバー等従業員の皆様の目につく場所に掲示して、100日間の無事故・無違反を目指してください。</p>										

別添

平成29年3月 日

三重県交通共済協同組合  
理事長 山口 信也 殿

組合員名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

**セーフティドライブ・チャレンジ100運動  
目 標 達 成 申 告 書**

「セーフティドライブ・チャレンジ100運動」期間中、  
組合契約車両による交通事故防止努力目標を達成したので、  
別紙の取組み事項を添えて申告します。

《連 絡》

- ① 申告期限 平成29年3月17日  
② 担当係 安全・事故防止部 大橋・池口・高橋

FAX 059-228-9876

# セーフティドライブ・チャレンジ100 期間中の取り組み

【実施期間：平成28年12月1日～平成29年3月10日】

## 会社名

---

重点取り組み事項	実施結果
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○
○	○

### 【28年度事故防止重点目標】

- 追突・後退事故の根絶
- 交差点事故の根絶
- 飲酒運転の根絶

### 【10月～12月までの重点項目】

- 飲酒運転の防止、高齢者事故の防止

### 【1月～3月までの重点項目】

- 冬道でのスリップ事故の防止